

看護学研究科

【宮崎大学大学院看護学研究科】

◆アドミッション・ポリシー◆

1. 教育理念（教育理念・目標、育成する人材像）

【教育理念】

人々の健康と保健医療福祉の向上に貢献できる研究・教育・実践能力の育成を目的とする。そのために、生命の尊厳と幅広い人間理解を基盤に、高い倫理観と批判的思考並びに実践に即した問題解決能力を涵養する。また、地域特性に対応し、学際的思考と国際的視野から、研究成果を世界に向けて発信することにより看護学の発展に寄与する。

【教育目標と養成する人材像】

本研究科では、看護学の研究と教育及び実践をより推進し、教育理念に沿った人材を育成するために次のような教育目標を掲げる。

1. 看護に関連する諸科学を基礎とし、看護学の体系化に寄与する教育・研究者の育成
2. 批判的思考力と高度な問題解決能力を持ち、看護現象を学際的に探求し、保健医療福祉の場に還元できる能力を持った人材の育成
3. 地域特性に対応したチーム医療の担い手として、他職種と協働し保健医療活動の充実に貢献できる人材の育成
4. 国際的視野を持ち、看護学に関する学術的な交流を通して、研究成果を国内外に向けて発信できる人材の育成

2. 入学者受け入れ方針（求める人材像）

問題解決能力を有する看護実践者の育成と看護学の教育・研究者の素地育成を目的として、各種の医療機関、保健・福祉施設、行政、教育・研究機関などにおいて、看護実践・指導・研究・教育ができる人材の育成を使命としています。したがって、本研究科では、次のような人を求めます。

1. 専門職業人として看護実践の質向上を図るために、より高度な問題解決能力や実践成果の検証方法の探究を志す人
2. 看護の分野において、専門的知識と学識及び基本的研究能力を培い、看護領域の教育者・研究者を志す人
3. 他の分野で培った専門知識・技術を基盤として、地域の保健医療福祉分野での実践、教育、研究の発展に寄与することを志す人

3. 入学者選抜の基本方針

1. 求める人材像に沿って、専門的知識修得に必要な学力を学力審査で評価し、看護サービスの質を考えるのに必要な感性や資質については面接評価を行い、総合的に選抜します。
2. 客観的で透明性のある方法によって、公平に選抜します。

〔選抜区分による選抜方法及び評価の観点〕

上記の〔入学者受け入れ方針（求める人材像）〕で示す能力を有する人を多面的・総合的に評価するため、以下の方法により選抜します。

① 一般選抜

入学者の選抜は、学力検査（共通問題の筆記試験）、面接（口述試験を含む）、書類審査の結果によって総合的に判断して行います。

学力検査（共通問題の筆記試験）では、主として判断力、思考力を評価します。

面接では、専門領域への意欲・知識、関心、主体性を評価します。

書類審査では、学問探求への意欲、表現力を評価します。

② 社会人特別選抜

入学者の選抜は、学力検査（共通問題の筆記試験）、面接（口述試験を含む）、書類審査の結果によって総合的に判断して行います。

学力検査（共通問題の筆記試験）では、主として判断力、思考力を評価します。

面接では、専門領域への意欲・知識、関心、主体性を評価します。

書類審査では、学問探求への意欲、表現力を評価します。

③ 外国人留学生特別選抜

入学者の選抜は、学力検査（小論文）、面接、書類審査の結果によって総合的に判断して行います。

学力検査（小論文）では、主として専門領域の知識、判断力、思考力を評価します。

面接では、専門領域への意欲、関心、主体性を評価します。

書類審査では、学問探求への意欲、表現力を評価します。

◆ディプロマ・ポリシー◆

本学の規定する修業年限以上在学し、以下の素養を身につけるとともに、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文審査及び最終試験に合格した学生に、修士（看護学）の学位を与える。

- （１）看護に関連する諸科学を基礎とする専門知識・技術をもち、批判的思考力と高度な問題解決能力を備え、看護現象を学際的に探求し、保健医療福祉の場に還元できる。
- （２）地域特性に対応したチーム医療の担い手として他職種と協働できる。
- （３）研究成果を国内外に発信できる。

◆カリキュラム・ポリシー◆

本研究科では、ディプロマ・ポリシー（修了認定・学位授与の方針）に掲げる資質・能力を備えた人材を養成するため、以下の方針に基づいて教育課程を編成・実施します。

【教育課程の編成】

1. 本研究科の教育課程は、高度な看護実践者、教育者・研究者のいずれの進路にも有益となるよう研究者育成コースと実践看護者育成コースを設置し、応用性の高い専門科目と、専門教育・研究の基盤となる共通科目で編成しています。
2. 共通科目は、ヒューマンケアとしての看護学の理解の深化、高度な看護実践の土台の強化、人間科学的な知識・スキルや研究的視点を培う強化、看護実践の質の向上を図るためのより高度な問題解決能力や実践結果の検証方法を用いることができるような科目で編成され、選択科目を12科目配置しています。
3. 両コースの専門科目は、それぞれ特論と演習、特別研究を設定し、実践看護者育成コー

スは、さらに実習を設定しています。

4. 研究者育成コースでは、専門的な高度な知識や技術を体系的に学ぶための科目を配置しています。
5. 実践看護師育成コースでは、専門看護師として身につけるべき役割遂行能力に関する科目及び、助産師資格を取得するための科目と助産師としての実践力を向上するための科目を配置しています。

【教育内容・方法】

1. 両コースの各授業科目について、到達目標、授業計画、成績評価基準・方法、事前・事後の学習の指示、ディプロマ・ポリシーとの関連を明記し、周知します。
2. 両コースでは、学生の能動的学習活動を支援するために学生参加型の授業を展開します。
3. 両コースの特別研究では、学生の状況を鑑みながら修士論文作成への指導・支援を行い、多様な視点からの指導が可能となるよう複数指導教員グループにより指導します。
4. 両コースでは、有職者が履修可能となるように昼夜開講とし、学生の個別の事情に対応できるよう長期履修制度を設けています。
5. 研究者育成コースでは、幅広い知識を得るために主研究領域の他の領域の特論を履修することを課しています。
6. 実践看護師育成コースでは当該専門領域に応じた専門施設での実習を課しています。

【学修成果の評価】

1. 学修目標の達成水準を明らかにするために、成績評価基準・方法を策定・公表します。
2. 個々の授業科目においては、成績評価基準・方法に基づき、定量的又は定性的な根拠により厳格な評価を行います。
3. 学修成果を把握するために、教育活動、学修履歴、及び学生の成長実感・満足度に係わる情報を適切に収集・分析します。
4. ディプロマ・ポリシーに基づく学生の学修過程を重視し、在学中の学修成果の全体を評価します。
5. GPA 制度を導入し、客観的で透明性の高い成績評価を行います。
6. 学生が学修目標の達成状況をエビデンスを持って説明できるよう学修成果の可視化を行います。

〔平成 26 年 4 月 1 日
制 定〕

改正 平成 26 年 11 月 1 日 平成 27 年 4 月 21 日
令和 3 年 3 月 3 日 令和 4 年 1 月 5 日

(趣旨)

第 1 条 宮崎大学大学院看護学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、宮崎大学学務規則（以下「学務規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(教育研究上の目的)

第 2 条 研究科は、変化する地域社会及び複雑化する社会情勢のニーズ、拡大・専門化する看護学及び看護学教育の必要性から、学部教育を基に更なる能力開発と同時に保健医療福祉の現場で広く活躍できる看護学研究者・教育者・実践者・指導者を育成することを目的とする。

(研究科長)

- 第 3 条 研究科に、研究科長を置く。
- 2 研究科長は、研究科の専任の教授をもって充て、研究科の校務をつかさどる。
 - 3 研究科長に事故があるときは、副研究科長がその職務を代行する。
 - 4 研究科長に欠員が生じたときは、改めて選考を行う。
 - 5 研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(副研究科長)

- 第 4 条 研究科に、副研究科長 1 人を置く。
- 2 副研究科長は、研究科の専任の教授をもって充て、研究科長の職務を助ける。
 - 3 副研究科長の任期は、副研究科長選出時の研究科長の在任期間とし、再任を妨げない。
 - 4 副研究科長に欠員が生じたときは、改めて選考を行う。
 - 5 副研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会等)

- 第 5 条 研究科に宮崎大学大学院看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）その他必要な委員会等を置く。
- 2 研究科委員会その他必要な委員会等に関する規程等は、別に定める。
 - 3 医学獣医学総合研究科その他研究科と必要に応じ、合同研究科協議会を置く。

(専攻及びコース)

第 6 条 研究科の専攻及びコースは、次に掲げるとおりとする。

修士課程

看護学専攻	研究者育成コース
	実践看護者育成コース

(各コースの目的)

第 7 条 各コースの目的は次のとおりとする。

- (1) 研究者育成コースは、学士教育を基盤として、看護学の体系化及び教育評価並びに看護技術の開発及び実践効果の検証などを積極的に推進していく能力を育成することを目的とする。
- (2) 実践看護者育成コースは、看護実践者として問題解決能力を有し、更に実践における看護の質向上や実践成果の検証方法を探究できる能力と同時に、実践の場における指導者としての役割遂行能力を育成することを目的とする。

(コース長)

- 第 8 条 第 6 条に掲げるコースにコース長を置き、当該コースの専任教授をもって充てる。
- 2 コース長は、当該コースの業務をつかさどる。
 - 3 コース長の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、コース長に欠員が生じた場合の後任者

の任期は、前任者の残任期間とする。

4 コース長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(入学者の選考)

第9条 入学志願者は、指定の期日までに、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて学長に提出しなければならない。

第10条 入学志願者の選考は、志願する専攻を修めるために必要な学力及び能力について行う。

2 前項の選考の方法は、研究科委員会が定める。

(入学手続き)

第11条 合格者は、指定の期日までに、所定の書類に入学料を添えて入学手続きをしなければならない。

(授業科目及び履修単位数)

第12条 看護学専攻における授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

(学生指導教員グループ)

第13条 看護学専攻の学生の研究・教育の指導は、主指導教員1人及び副指導教員1人からなる指導教員グループにより行うものとする。

2 主指導教員は教授又は准教授（研究指導教員）とし、副指導教員は、授業担当教員の中から、主指導教員が当該学生と協議の上決めるものとする。

(研究指導計画書)

第14条 指導教員グループは、当該学生に対して課程修了までの研究指導計画書を作成した上で、学生に明示し、研究科長へ提出する。

(教育方法の特例)

第15条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(履修方法)

第16条 看護学専攻研究者育成コースの学生は、別表第1に掲げる授業科目のうちから30単位以上を、実践看護者育成コースがん看護領域の学生は別表第1に掲げる授業科目のうちから46単位以上を、実践助産学開発領域の学生は別表第1に掲げる授業科目のうちから30単位以上を、実践助産学領域の学生は別表第1に掲げる授業科目のうちから62単位以上を修得しなければならない。

2 授業は、講義、演習、実験・実習及び研究とする。

(授業科目の選定等)

第17条 履修する授業科目の選定は、指導教員の指示に従うものとする。

2 指導教員が教育研究上必要と認めるときは、他の専攻の授業科目及び単位を指定して履修させることができる。

3 前項の規定により修得した単位については、課程修了の要件となる単位に充当することができる。

(単位の計算方法)

第18条 単位の計算については、次のとおりとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習・実験・実習及び研究については、30時間の授業をもって1単位とする。

(授業科目履修の認定等)

第19条 各授業科目の履修の認定は、試験又は研究報告により行うものとする。

2 前項の試験は、原則として每学期末又は毎学年末に行うものとする。ただし、病気その他やむを得ない理由のため受験できなかった者に対しては、追試験を行うことがある。

第20条 各授業科目の成績は、秀、優、良、可、不可の5種の評語をもって表し、それぞれの成績評価基準及び対応する評点について、各教員が定める科目の到達目標に従って次のように定める。なお、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

秀：科目の到達目標に特に優秀な水準で達している。（評点：100～90 点）
優：科目の到達目標に優秀な水準で達している。（評点：89～80 点）
良：科目の到達目標に良好な水準で達している。（評点：79～70 点）
可：科目の到達目標に必要最低限の水準で達している。（評点：69～60 点）
不可：科目の到達目標の必要最低限の水準に達していない。（評点：59 ～0 点）

- 2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。
- 3 不合格の授業科目については、再試験を受けさせることができる。

（成績評価に関する申立て）

第 2 1 条 成績評価を受けた者で成績評価に異議がある場合は、原則として、各学期末までに医学部医療人育成課大学院係を通じて研究科長に異議を申し立てることができる。

（他大学の大学院における授業科目の履修等）

第 2 2 条 教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院との協議に基づき、当該他大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した授業科目の単位については、研究科委員会の議を経て、15 単位を限度として、課程修了の要件となる単位として認めることができる。
- 3 教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に他大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。
- 4 第 1 項に定める授業科目の履修の期間及び前項に定める研究の期間（以下「派遣期間」という。）は、原則として 6 月以内とし、やむを得ない事情により 6 月を超えて派遣期間の延長を要する場合は、通算して 1 年を限度として許可することができる。

（学位論文の提出）

第 2 3 条 学位論文は、2 年次以降の指定した期日までに提出しなければならない。なお、詳細については別途定める。

（学位論文審査及び最終試験）

- 第 2 4 条 学位論文審査及び最終試験は、修了に必要な単位の修得又は修得の見込みがあり、かつ、学位論文を提出した者について行う。なお、詳細については別途定める。
- 2 学位論文審査は、研究指導教員から選出された審査委員 3 名（主査 1 名、副査 2 名）が行う。
 - 3 最終試験は、審査した学位論文及びこれに関連する科目について、前項の審査委員が口頭試問によって行う。
 - 4 研究科委員会は、審査委員の報告に基づいて、学位論文及び最終試験の可否を決定するものとする。

（追審査及び追試験）

- 第 2 5 条 研究科を修了予定の者で、学位論文審査及び最終試験を受けなかった者に対し、研究科委員会が特に必要と認めた場合は、追審査及び追試験を行うことがある。
- 2 前項の追試験及び追審査には、前条各項の規定を準用する。
 - 3 追試験及び追審査の時期は、研究科委員会においてその都度定める。

（入学前の既修得単位の認定）

- 第 2 6 条 研究科長は、教育上有益と認めるときは、研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、研究科委員会の議を経て、研究科に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第 22 条第 2 項に規定する単位とは別に 15 単位を超えない範囲で、課程修了の要件となる単位として認めることができる。ただし、第 22 条第 2 項の規定による単位数と合わせて 20 単位を超えない範囲とする。
 - 3 入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮については、研究科委員会においてその都度定める。

（休学、復学、退学、除籍及び再入学）

- 第 2 7 条 休学、復学、退学、除籍及び再入学については、学務規則の規定を準用する。
- 2 再入学の選考は、研究科委員会で行う。

（研究生及び科目等履修生）

- 第 2 8 条 研究生又は科目等履修生として入学することのできる者は、それぞれ次の各号に該当する者とする。
- (1) 研究生は、学校教育法第 99 条に定める大学院を修了した者又はこれと同等以上の研究能力が

- あると認められた者
(2) 科目等履修生は、学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

第 29 条 研究生として入学を志願する者は研究期間及び研究題目を記載した願書に、科目等履修生として入学を志願する者は履修期間及び履修科目を記載した願書に、それぞれ所定の書類及び検定料を添え、学長に提出しなければならない。

第 30 条 前条の志願者については、研究科委員会において学力及び能力を検査の上、選考する。

第 31 条 研究生又は科目等履修生として合格した者は、所定の期日までに入学料を納付し、入学手続きをしなければならない。

第 32 条 研究生の在学期間は、原則として当該年度 1 年以内とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。

第 33 条 科目等履修生の在学期間は、原則として履修を許可された当該授業科目の開設期間とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。

第 34 条 科目等履修生は、履修した科目について所定の試験を受けて単位を修得することができる。

第 35 条 研究科長は、科目等履修生が願い出るときは、単位修得証明書又は科目等履修証明書を交付する。

(特別聴講学生及び特別研究学生)

第 36 条 学務規則第 88 条に定める特別聴講学生及び同規則第 89 条に定める特別研究学生については、第 28 条から前条までを準用する。

(外国人留学生)

第 37 条 外国人で研究科の学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生又は特別研究学生として入学を志願する者については、前条までの規定によるほか、宮崎大学外国人留学生規程により取り扱う。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程改正前の医科学看護学研究科の学生については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行後最初に選出される研究科長は、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、医学部長とし、その任期は、同条第 3 項の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この規程の施行後最初に選出される副研究科長は、医学部長が研究科の専任の教授のうちから指名し、委嘱するものとし、その任期は、第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の日に現に研究科長若しくは副研究科長である者の任期については、平成 27 年 9 月 30 日までとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 看護学専攻修士課程

授 業 科 目		授業を 行う年次	単 位 数			必修・ 選択の別	備 考
			講義	演習	実習・ 研究		
共通科目	*1◎看護倫理実践論	1・2前	2			必修	【研究者育成コース】 共通科目は必修2単位を含む 10単位以上履修する。修士課程 医学獣医学専攻の開講 の科目については上限4単位 まで選択履修可能。 専門科目は専門領域の特論2 単位と演習4単位、研究者育成 特別研究10単位の計16単位、 専門領域及び専門領域以外か ら4単位以上（特論のみ）履修 する。 <修了の要件> 修士課程に2年以上在学し、30 単位以上を修得し、必要な研究 指導を受けて修士論文を作成 し、審査に合格することを修了 要件とする。本研究科を修了し た者には、修士（看護学）が与 えられる。
	◎医療安全管理論	1・2後	2			選択	
	看護情報論	1・2前	2			選択	
	*1◎看護研究方法論	1・2前	2			選択	
	*1 看護実践方法論	1・2後	2			選択	
	*1 看護コンサルテーション論	1・2前	2			選択	
	*1 看護教育実践論	1・2後	2			選択	
	*1◎看護管理実践論	1・2後	2			選択	
	*2◎臨床薬理学	1前	2			選択	
	*2◎フィジカルアセスメント論	1前	2			選択	
	*2 病態生理学	1前	2			選択	
	精神神経疾患概論	1後	2			選択	
	医療心理論	1後	2			選択	
	心身の痛み概論	1後	2			選択	
	<医学獣医学総合研究科 修士課程開講科目> (省略)						
専門科目	<研究者育成コース>						
	○基盤システム看護学						【実践看護者育成コース】 (がん看護) 共通科目は、*1印のついた科 目の中から必修2単位を含む8 単位以上、*2印のついた科目6 単位計14単位以上を履修す る。 専門科目は、がん看護の専門科 目24単位、実践看護者育成特 別研究8単位の計32単位を履 修する。 (実践助産学開発領域、実践助 産学領域) 共通科目は、◎印のついた科目
	生体システム看護学特論	1前	2			選択	
	基盤システム看護学特論	1前	2			選択	
	生体システム看護学演習Ⅰ	1後		2		選択	
	生体システム看護学演習Ⅱ	1後		2		選択	
	基盤システム看護学演習Ⅰ	1後		2		選択	
	基盤システム看護学演習Ⅱ	1後		2		選択	
	○地域・精神看護学						
	地域看護学特論	1前	2			選択	
	精神看護学特論	1前	2			選択	
	地域看護学演習Ⅰ	1後		2		選択	
	地域看護学演習Ⅱ	1後		2		選択	
	精神看護学演習Ⅰ	1後		2		選択	
	精神看護学演習Ⅱ	1後		2		選択	
	○成人・老年療養支援看護学						

成人・老年療養支援看護学特論	1 前	2			選択	12 単位、下線の科目の中から 2 単位計 14 単位を履修する。 ・実践助産学開発領域 専門科目は、実践助産学開発領域の専門科目 8 単位、実践看護者育成特別研究 8 単位の計 16 単位を履修する。 ・実践助産学領域 専門科目は、実践助産学開発領域の専門科目 8 単位、実践助産学領域の専門科目 32 単位、実践看護者育成特別研究 8 単位の計 48 単位を履修する。
成人・老年療養支援看護学演習Ⅰ	1 後		2		選択	
成人・老年療養支援看護学演習Ⅱ	1 後		2		選択	
○母子健康看護学						
女性健康看護学特論	1 前	2			選択	16 単位を履修する。 ・実践助産学領域 専門科目は、実践助産学開発領域の専門科目 8 単位、実践助産学領域の専門科目 32 単位、実践看護者育成特別研究 8 単位の計 48 単位を履修する。
小児健康看護学特論	1 前	2			選択	
女性健康看護学演習Ⅰ	1 後		2		選択	
女性健康看護学演習Ⅱ	1 後		2		選択	16 単位を履修する。 ・実践助産学領域 専門科目は、実践助産学開発領域の専門科目 8 単位、実践助産学領域の専門科目 32 単位、実践看護者育成特別研究 8 単位の計 48 単位を履修する。
小児健康看護学演習Ⅰ	1 後		2		選択	
小児健康看護学演習Ⅱ	1 後		2		選択	
研究者育成特別研究	1 ～ 2 通			10	必修	
＜実践看護者育成コース＞						
○がん看護						＜修了の要件＞ (がん看護) 修士課程に 2 年以上在学し、46 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けて修士論文を作成し、審査に合格することを修了要件とする。本研究科を修了した者には、修士（看護学）が与えられる。
がん病態生理学	1 前	2			必修	（実践助産学開発領域、実践助産学領域） 修士課程に 2 年以上在学し、実践助産学開発領域を選択した者は 30 単位以上、実践助産学領域を選択した者は 62 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けて修士論文を作成し、審査に合格することを修了要件とする。 本研究科を修了した者には、修士（看護学）が与えられる。
がん看護学特論	1 前	2			必修	
がん看護援助論	1 前	2			必修	
がん薬物療法看護論Ⅰ	1 後	2			必修	（実践助産学開発領域、実践助産学領域） 修士課程に 2 年以上在学し、実践助産学開発領域を選択した者は 30 単位以上、実践助産学領域を選択した者は 62 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けて修士論文を作成し、審査に合格することを修了要件とする。 本研究科を修了した者には、修士（看護学）が与えられる。
がん薬物療法看護論Ⅱ	1 後	2			必修	
緩和ケア論Ⅰ	1 後	2			必修	
緩和ケア論Ⅱ	1 後	2			必修	（実践助産学開発領域、実践助産学領域） 修士課程に 2 年以上在学し、実践助産学開発領域を選択した者は 30 単位以上、実践助産学領域を選択した者は 62 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けて修士論文を作成し、審査に合格することを修了要件とする。 本研究科を修了した者には、修士（看護学）が与えられる。
がん看護実習Ⅰ	1 後			3	必修	
がん看護実習Ⅱ	2 前			4	必修	
がん看護実習Ⅲ	2 前			3	必修	（実践助産学開発領域、実践助産学領域） 修士課程に 2 年以上在学し、実践助産学開発領域を選択した者は 30 単位以上、実践助産学領域を選択した者は 62 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けて修士論文を作成し、審査に合格することを修了要件とする。 本研究科を修了した者には、修士（看護学）が与えられる。
○実践助産学開発領域						
実践助産学演習Ⅰ	1 前		1		必修	
実践助産学演習Ⅱ	1 前		2		必修	（実践助産学開発領域、実践助産学領域） 修士課程に 2 年以上在学し、実践助産学開発領域を選択した者は 30 単位以上、実践助産学領域を選択した者は 62 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けて修士論文を作成し、審査に合格することを修了要件とする。 本研究科を修了した者には、修士（看護学）が与えられる。
実践助産学演習Ⅲ	1 後		2		必修	
実践助産学実習Ⅰ	2 前			2	必修	
実践助産学実習Ⅱ	2 前			1	必修	（実践助産学開発領域、実践助産学領域） 修士課程に 2 年以上在学し、実践助産学開発領域を選択した者は 30 単位以上、実践助産学領域を選択した者は 62 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けて修士論文を作成し、審査に合格することを修了要件とする。 本研究科を修了した者には、修士（看護学）が与えられる。
○実践助産学領域						
助産学特論Ⅰ	1 前	2			必修	
助産学特論Ⅱ	1 前	2			必修	（実践助産学開発領域、実践助産学領域） 修士課程に 2 年以上在学し、実践助産学開発領域を選択した者は 30 単位以上、実践助産学領域を選択した者は 62 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けて修士論文を作成し、審査に合格することを修了要件とする。 本研究科を修了した者には、修士（看護学）が与えられる。
ウィメンズヘルスケア概論	1 前	2			必修	
実践助産診断技術学Ⅰ	1 前	3			必修	
実践助産診断技術学Ⅱ	1 前	3			必修	（実践助産学開発領域、実践助産学領域） 修士課程に 2 年以上在学し、実践助産学開発領域を選択した者は 30 単位以上、実践助産学領域を選択した者は 62 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けて修士論文を作成し、審査に合格することを修了要件とする。 本研究科を修了した者には、修士（看護学）が与えられる。
実践助産診断技術学Ⅲ	1 前	3			必修	
実践助産診断技術学Ⅳ	1 後	1			必修	
地域・国際母子保健論	1 前	2			必修	（実践助産学開発領域、実践助産学領域） 修士課程に 2 年以上在学し、実践助産学開発領域を選択した者は 30 単位以上、実践助産学領域を選択した者は 62 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けて修士論文を作成し、審査に合格することを修了要件とする。 本研究科を修了した者には、修士（看護学）が与えられる。
実践助産管理論	1 前	2			必修	
助産学実習Ⅰ	1 通			3	必修	

	助産学実習Ⅱ	1 後			2	必修	
	助産学実習Ⅲ	1 後			5	必修	
	助産学実習Ⅳ	1 後			1	必修	
	助産学実習Ⅴ	2 前			1	必修	
	実践看護者育成特別研究	1 ～ 2 通			8	必修	

○宮崎大学大学院看護学研究科における長期にわたる教育課程の履修に関する細則

〔平成26年4月1日
制 定〕

改正 平成28年9月7日 平成29年12月6日

(趣旨)

第1条 この細則は、宮崎大学学務規則（以下「学務規則」という。）第72条第2項の規定に基づき、宮崎大学大学院看護学研究科における長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 長期履修を希望し、学務規則第63条第2項に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有する者（常勤の者に限る。）
- (2) その他看護学研究科長（以下「研究科長」という。）が、長期履修することが必要と認めた者

(申請手続)

第3条 長期履修を希望する者は、所定の期日までに次に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。

- (1) 長期履修申請書（別紙様式1）
 - (2) 在職証明書
 - (3) その他必要と認める書類
- 2 前項に規定する書類の提出期限は、原則として次のとおりとする。
- (1) 1年次から希望する者については、入学手続き期間内とする。
 - (2) 2年次から希望する者については、学年進級前の2月末までとする。

(許可)

第4条 長期履修の許可は、宮崎大学大学院看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て研究科長が行う。

- 2 研究科長は、前項の規定により長期履修を許可した場合は、長期履修に係る履修計画並びに授業料及びその徴収方法等について、長期履修を許可された者（以下「長期履修学生」という。）に通知するものとする。

(履修)

第5条 長期履修学生は、研究科長が定めた履修計画に従い、計画的な履修を行わなければならない。

(長期履修の期間)

第6条 長期履修が認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は、一学年を2年で履修することを原則とし、次のとおりとする。

- (1) 1年次からの長期履修学生として認められた者については、4年以内とする。
- (2) 2年次からの長期履修学生として認められた者については、2年とする。

(在学期間)

第7条 長期履修学生の在学期間は、6年を超えることができない。ただし、長期履修期間が4年に満たない者については、長期履修期間に2年を加えた年数を超えることができないものとする。

(長期履修の変更)

第8条 長期履修を認められた者は、一回に限り、許可された長期履修期間を変更することができる。

- 2 前項に規定する書類の提出期限は、原則として次のとおりとする。
 - (1) 学年進級前の2月末までに、長期履修期間変更申請書（別紙様式2）を研究科長に提出するものとする。
 - (2) 2年次で長期履修期間の短縮変更を希望する者については、随時提出できるものとする。
- 3 長期履修期間の変更は、研究科委員会の議を経て、研究科長が許可する。

(授業料)

第9条 長期履修学生が納付する授業料の額は、国立大学法人宮崎大学授業料その他の費用に関する規定の定めるところによる。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年9月7日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成29年12月6日から施行する。
- 2 改正後の第7条の規定は、平成26年度以降に入学した者から適用する。

○宮崎大学大学院看護学研究科修士（看護学）に関する学位論文審査細則

平成26年4月1日
制 定

改正 平成28年3月2日

（目的）

第1条 この細則は、大学院看護学研究科修士（看護学）に関する学位論文審査を円滑に行うために定めるものとする。

（論文提出の時期）

第2条 学位論文の提出の期限は、第2学年の1月末日とする。ただし、標準修業年限を超えて在籍する者については、この限りでない。

（論文審査願出）

第3条 宮崎大学学位規程第4条第1項の規定に基づき学位論文の審査を願ひ出る者は、次に掲げる書類等を添え、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願（別紙様式第1）
- (2) 学位論文
- (3) 論文要旨（別紙様式第2）

（審査委員会）

第4条 学位論文の審査及び最終試験は、大学院看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）において研究指導教員のうちから選出された審査委員3名（主査1名、副査2名）をもって構成する審査委員会が行う。

2 副査2名のうちの1名は、主指導教員になるものとする。

（予備審査）

第5条 学位論文の審査を願ひ出た者は、前条に定める審査委員3名による予備審査を受けるものとし、審査委員会はその結果を、当該願ひ出者に通知するとともに、研究科委員会に報告するものとする。

2 予備審査は非公開で行うものとする。

（公開の論文審査会）

第6条 学位論文の審査は、研究科長が指定する日時・場所において公開により行う。

（最終試験）

第7条 最終試験の成績は、審査委員が前条の学位論文の口頭発表を聴聞し、関連する事項につき試問した結果に基づいて判定する。なお、判定基準については別に定める。

（報告）

第8条 審査委員会は、論文審査及び最終試験の結果を研究科長に書面（別紙様式第3）をもって報告する。

（可否の判定）

第9条 学位論文の審査及び最終試験の可否は、審査委員会の報告に基づき、研究科委員会の議を経て、同委員会で決定する。

附 則

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この細則改正前の医科学看護学研究科修士（看護学）に関する学位論文審査に関しては、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

宮崎大学大学院看護学研究科学位論文および最終試験に関する審査基準

〔 令和 2 年 11 月 4 日 〕
研究科委員会決定

改正 令和 3 年 11 月 10 日

(趣旨)

第 1 宮崎大学大学院看護学研究科規程第 24 条および宮崎大学看護学研究科修士(看護学)に関する学位論文審査細則第 7 条に規定する学位論文の審査、および最終試験の判定については、この基準によるものとする。

(学位論文の審査基準)

第 2 学位論文に係る審査の基準は、その論文が国内外の研究の水準に照らし合わせて、学術的意義、新規性、創造性、信頼性及び有用性などを有していることを審査基準として、判定を行う。

(最終試験の判定基準)

第 3 最終試験に係る審査の基準は、学位論文の口頭発表において、研究の目的・意義・方法・成果を正しく伝えることができ、かつ、審査における質疑に対して適切に回答できることを基準として、判定を行う。

附 則

この基準は、令和 2 年 11 月 4 日から実施する。

附 則

この基準は、令和 3 年 11 月 10 日から実施する。

○宮崎大学看護学研究科専門科目の成績評価に対する異議申立てに関する申合せ

令和3年11月10日
研究科委員会 決定

- 1 この申合せは、宮崎大学大学院看護学研究科規程第21条の規定に基づき、成績評価に対する異議申立て（以下「異議申立て」という。）に関して、必要な事項を定める。
- 2 学生は、成績評価について、次の各号の一に該当する場合、医学部医療人育成課大学院係を通じて研究科長に異議を申し立てることができる。
 - 一 成績評価の誤記入等、担当教員の誤りであると思われる場合
 - 二 シラバス又は担当教員の説明等を通じて周知されている評価方法から逸脱して評価されたと思われる場合
 - 三 その他異議申立てを行う合理的又は客観的な根拠がある場合
- 3 異議申立ては、原則として成績評価を受けた本人に限り行うことができる。家族や友人等による申立ては受け付けない。
- 4 異議申立ては、看護学研究科の成績評価に対する異議申立書（別紙1）により、原則として各学期末までに提出しなければならない。
- 5 異議申立てを受けた研究科長は、当該学生のコース長に事情聴取を依頼し、コース長は適宜、学生及び担当教員から事情を聴取し、その結果を踏まえて看護学研究科運営委員会（以下「運営委員会」という。）において協議し、研究科長が対処するものとする。
- 6 担当教員がコース長である場合にあっては、副研究科長が事情を聴取することとし、運営委員会委員である場合にあっては、当該委員を運営委員会における協議に加えないものとする。
- 7 研究科長は、申立てをした学生に対して、対処結果を通知するものとする。

附 則

この申合せは、令和3年11月10日から実施する。

看護学研究科長 殿

看護学研究科の成績評価に対する異議申立書

申立日	年 月 日
申立者 (コース／学籍番号)	(コース／学籍番号)
科目名 (担当教員)	(担当教員：)
申立ての区分	☐ 1. 成績評価の誤記入等、担当教員の誤りであると思われるもの ☐ 2. シラバス又は担当教員の説明等を通じて周知されている評価方法から逸脱して評価されたと思われるもの ☐ 3. その他異議申立てを行う合理的又は客観的な根拠があるもの
具体的内容 (「申立ての区分」で 3. をチェックした 場合、併せて根拠も 記載すること)	

以下、大学記入欄		
医学部医療人育成課大学院係 提出日	看護学研究科運営委員会 による審議日	学生へ回答した日
年 月 日	年 月 日	年 月 日

【提出先：医学部医療人育成課 大学院係】

1. 看護学研究科授業科目及び単位数

科目 区分	授業科目の名称		配当年次	単位数			備 考
				必修	選択	自由	
共通科目	*1 ◎ 看護倫理実践論		1・2 前	2			
	◎ 医療安全管理論		1・2 後		2		
	看護情報論		1・2 前		2		
	*1 ◎ 看護研究方法論		1・2 前		2		
	*1 看護実践方法論		1・2 後		2		
	*1 看護コンサルテーション論		1・2 前		2		
	*1 看護教育実践論		1・2 後		2		
	*1 ◎ 看護管理実践論		1・2 後		2		
	*2 ◎ 臨床薬理学		1 前		2		
	*2 ◎ フィジカルアセスメント論		1 前		2		
	*2 病態生理学		1 前		2		
	精神神経疾患概論		1 後		2		
	医療心理論		1 後		2		
	心身の痛み概論		1 後		2		
	小計（14科目）		—	2	26	0	
専門科目	研究者育成コース	基盤システム看護学	生体システム看護学特論	1 前		2	
			基盤システム看護学特論	1 前		2	
			生体システム看護学演習Ⅰ	1 後		2	
			生体システム看護学演習Ⅱ	1 後		2	
			基盤システム看護学演習Ⅰ	1 後		2	
			基盤システム看護学演習Ⅱ	1 後		2	
			小計（6科目）	—	0	12	0
		地域・精神看護学	地域看護学特論	1 前		2	
			精神看護学特論	1 前		2	
			地域看護学演習Ⅰ	1 後		2	
			地域看護学演習Ⅱ	1 後		2	
			精神看護学演習Ⅰ	1 後		2	
			精神看護学演習Ⅱ	1 後		2	
			小計（6科目）	—	0	12	0

科目 区分	授業科目の名称		配当年次	単位数			備 考
				必修	選択	自由	
		成人・老年療養支援看護学	成人・老年療養支援看護学特論	1 前	2		
			成人・老年療養支援看護学演習 I	1 後	2		
			成人・老年療養支援看護学演習 II	1 後	2		
			小計（3 科目）	—	0	6	0
		母子健康看護学	女性健康看護学特論	1 前	2		
			小児健康看護学特論	1 前	2		
			女性健康看護学演習 I	1 後	2		
			女性健康看護学演習 II	1 後	2		
			小児健康看護学演習 I	1 後	2		
			小児健康看護学演習 II	1 後	2		
			小計（6 科目）	—	0	12	0
		研究者育成特別研究		1 ～ 2 通	10		
専門科目	実践看護者育成コース	がん看護	がん病態生理学	1 前	2		
			がん看護学特論	1 前	2		
			がん看護援助論	1 前	2		
			がん薬物療法看護論 I	1 後	2		
			がん薬物療法看護論 II	1 後	2		
			緩和ケア論 I	1 後	2		
			緩和ケア論 II	1 後	2		
			がん看護学実習 I	1 後	3		
			がん看護学実習 II	2 前	4		
			がん看護学実習 III	2 前	3		
			小計（10 科目）	—	24	0	0
		実践助産学開発	実践助産学演習 I	1 前	1		
			実践助産学演習 II	1 前	2		
			実践助産学演習 III	1 後	2		
			実践助産学実習 I	2 前	2		
			実践助産学実習 II	2 前	1		
			小計（5 科目）	—	8	0	0

科目 区分	授業科目の名称		配当年次	単位数			備 考	
				必修	選択	自由		
	実践助産学	助産学特論Ⅰ	1 前	2			加えて実践助産学開発の専門科目 8 単位を履修する。	
		助産学特論Ⅱ	1 前	2				
		ウィメンズヘルスケア概論	1 前	2				
		実践助産診断技術学Ⅰ	1 前	3				
		実践助産診断技術学Ⅱ	1 前	3				
		実践助産診断技術学Ⅲ	1 前	3				
		実践助産診断技術学Ⅳ	1 後	1				
		地域・国際母子保健論	1 前	2				
		実践助産管理論	1 前	2				
		助産学実習Ⅰ	1 通	3				
		助産学実習Ⅱ	1 後	2				
		助産学実習Ⅲ	1 後	5				
		助産学実習Ⅳ	1 後	1				
		助産学実習Ⅴ	2 前	1				
		小計（14科目）	—	32	0	0		
	実践看護者育成特別研究		1～2 通	8				
合 計（66科目）			—	84	68	0		

【履修方法】

〈研究者育成コース〉

共通科目は必修 2 単位を含む 10 単位以上履修する。修士課程医科学獣医科学専攻の開講の科目については上限 4 単位まで選択履修可能。

（履修可能な科目については、別添のシラバスを参照してください）

専門科目は専門領域の特論 2 単位と演習 4 単位、研究者育成特別研究 10 単位の計 16 単位、専門領域及び専門領域以外から 4 単位以上（特論のみ）履修する。

〈実践看護者育成コース・がん看護〉

共通科目は、※1 印のついた科目の中から必修 2 単位を含む 8 単位以上、※2 印のついた科目 6 単位計 14 単位以上を履修する。専門科目は、がん看護の専門科目 24 単位、実践看護者育成特別研究 8 単位の計 32 単位を履修する。

〈実践看護者育成コース・実践助産学開発、実践助産学〉

共通科目は、◎印のついた科目 12 単位、下線の科目の中から 2 単位計 14 単位を履修する。

・実践助産学開発

専門科目は、実践助産学開発の専門科目 8 単位、実践看護者育成特別研究 8 単位の計 16 単位を履修する。

・実践助産学

専門科目は、実践助産学開発の専門科目 8 単位、実践助産学の専門科目 32 単位、実践看護者育成特別研究 8 単位の計 48 単位を履修する。

2. 大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例

本研究科においては、大学院設置基準第14条「教育方法の特例」を適用し、有職者が離職することなく修学することが可能となるよう、昼夜開講します。

なお、受講時間及び研究時間は指導教員との協議の上、設定します。

3. 長期履修学生制度について

この制度は、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限（修士課程は2年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することができる制度です。

希望される場合は、授業料を納入する前に長期履修生としての申請手続きをすることになっています。

4. 授業料免除

次のいずれかに該当する者は、本人の申請に基づき、選考の上、授業料の全額又は一部を免除することがあります。

- ① 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合。
- ② 授業料の各期ごとの納期前6月以内（新入生の前期においては入学前1年以内）において、学生の学資を主として負担している保護者等が死亡したことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合。
- ③ 授業料の各期ごとの納期前6月以内（新入生の前期においては入学前1年以内）において、学生若しくは学生の学資を主として負担している保護者等が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合。
- ④ 前②号及び③号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合。

5. 奨学金制度

日本学生支援機構の奨学金制度があり、選考によって貸与されます。貸与月額は次のとおりです。（2019年度）

「修士課程」

第一種奨学生（無利子）	50,000円・88,000円から選択
第二種奨学生（有利子）	50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円から選択

また、地方公共団体及び民間団体等の奨学生制度もあり、詳細は学生生活支援課（創立330記念交流会館）まで連絡ください。

6. 学生教育研究災害傷害保険

1) 学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）

この保険は、大学院在学中の実験・実習等の正課、学校行事又は課外活動中等の災害に対する補償制度です。

「保険料」

修士課程2年間分で1,790円（平成23年度以降）です。

2) 医学生教育研究賠償責任保険（略称「医学賠」）

この保険は、「学研災」に加入していることが条件となります。

大学院在学中に実験・実習等の正課・学校行事等で他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償する制度です。

「保険料」

修士課程 2 年間分で 1,000 円（平成 27 年度以降）です。

7. 修了の要件

〈研究者育成コース〉

修士課程に 2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けて修士論文を作成し、審査に合格することを修了要件とします。

〈実践看護師育成コース・がん看護〉

修士課程に 2 年以上在学し、46 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けて修士論文を作成し、審査に合格することを修了要件とします。

〈実践看護師育成コース・実践助産学開発〉

修士課程に 2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けて修士論文を作成し、審査に合格することを修了要件とします。

〈実践看護師育成コース・実践助産学〉

修士課程に 2 年以上在学し、62 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けて修士論文を作成し、審査に合格することを修了要件とします。

8. 学位の授与

本研究科を修了した者には、修士（看護学）が与えられます。

9. 専門看護師（CNS）の認定について

日本看護協会の認定審査を申請するには、看護実務経験 5 年以上（その内がん看護の実務経験が 3 年以上）が必要です。

授業科目に係る成績評価基準及び学位論文に係る合否判定について

◎授業科目について

看護学専門科目（特論・演習）および共通科目の評価については、授業担当教員が下記 A) に従って成績を決定する。

A) 成績評価基準

評価		評点	内容
合格	秀	100～90 点	科目の到達目標に特に優秀な水準で達している
	優	89～80 点	科目の到達目標に優秀な水準で達している
	良	79～70 点	科目の到達目標に良好な水準で達している
	可	69～60 点	科目の到達目標に必要な最低限の水準で達している
不合格	不可	59 点以下	科目の到達目標の必要最低限の水準に達していない

◎学位論文について

* 学位論文の評価については、審査委員 3 名が下記 B) および C) 平均点を基に A) に従って合否を決定する。

* 学位論文は、審査委員 3 名の評価中、D の評価が 2 つ以上あれば、不合格とする。

B) 学位論文審査の評価基準

評価		評点	内容
合格	S	95 点	学位論文審査基準に対して特に優れた内容である
	A	85 点	学位論文審査基準に対して優れた内容である
	B	75 点	学位論文審査基準に対して妥当と認められる内容である
	C	65 点	学位論文審査基準に対して合格と認められる最低限度の内容である
不合格	D	50 点	学位論文審査基準に対して合格と認められるに足る内容ではない

* 評価例

	主査	副査	副査	判定
学生 1	S	S	S	合格
学生 2	D	C	C	合格
学生 3	D	D	S	不合格
学生 4	D	D	D	不合格

C) 成績点の算出方法

	主査	副査	副査	成績点＝平均点	評価
学生 1	S (95 点)	S (95 点)	S (95 点)	95 点	秀
学生 2	D (50 点)	C (65 点)	C (65 点)	60 点	可

看護学研究科（修士課程）教員名簿

看護学研究科長

野間口 千香穂

〃 副研究科長

澤田 浩武

〃 教務担当

木下 由美子

〃 研究者育成コース長

大川 百合子

〃 実践看護者育成コース長

金子 政時

コース	領域	教授	准教授	講師	助教
研究者育成コース	基盤システム看護学	澤田 浩武	新田 汐里		久保 江里
		吉永 尚紀			山口 史剛
		大川 百合子			
	地域・精神看護学	武田 龍一郎	吉永 砂織	宮野 秀市	
		田上 博喜			
		板谷 智也			
	成人・老年療養支援看護学	柳田 俊彦	伊豆倉 理江子	内田 倫子	
		木下 由美子			
	母子健康看護学	金子 政時	土屋 さやか		
		関屋 伸子			
		野間口 千香穂			
実践看護者育成コース	がん看護	柳田 俊彦	伊豆倉 理江子	内田 倫子	
		木下 由美子			
	実践助産学開発／ 実践助産学	金子 政時	土屋 さやか	谷口 光代	
		関屋 伸子			
		野間口 千香穂			
		澤田 浩武			

